浜松視覚特別支援学校　学校いじめ防止基本方針

１　いじめ防止に関する基本的な方針

（1）いじめ防止基本方針の策定

「浜松視覚特別支援学校　いじめ防止学校基本方針」は、幼児児童生徒の人権と尊厳が尊重される学校づくりを推進することを目的に、「いじめ防止対策推進法」の規定に基づき、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定する。

（2）基本理念

いじめは、いじめを受けた幼児児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。そのため、いじめについて、県、国、市町、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、社会総がかりで問題を克服しなければならない。

本校は、視覚障害のある幼児児童生徒に対し、学校教育目標「信頼され、ウェルビーイングを現実する学校」のもと、「楽しく学び思考力を高める授業づくり」（豊かな）、「安全で安心な学校生活」（健やかな）、「成長を支える支援体制」（たくましく）の育成を目指している。共生社会の中で多様な人々と共に豊かに生きる力を育成するために、全ての幼児児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、全教職員と幼児児童生徒が共に一人一人の人権が尊重される学校づくり、いじめを絶対に許さない学校づくりを推進する。

◆いじめの定義

いじめとは、幼児児童生徒に対して、それらと一定の人的関係にある他の幼児児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった者が心理的苦痛を感じているものをいう。

○個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた幼児児童生徒の立場に立つことが必要である。けんかやふざけ合いであっても見えないところで被害が発生していることがあることを考慮しなければならない。

○いじめの認知は、特定の教職員だけでなく、いじめ防止対策委員会の組織を活用して行う。

○具体的な「いじめの態様」は、以下のものがある。

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
・仲間外れ、集団による無視をされる。
・軽くぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする。
・金品をたかられる。
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

○いじめの中には、警察と連携・対応することが必要なものもある。

・犯罪行為として取り扱われるべきと認められるもの。
・幼児児童生徒の生命、身体及び財産に「重大な被害」が生じるもの。

◆いじめる心理

いじめの背景にある、いじめる側の心理を読み取ることが重要である。不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくない。その視点から幼児児童生徒の生活を見ることはいじめの未然防止につながる。

いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする）、②集団内の異質な者への嫌悪感情、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤いじめの被害者となることへの回避感情などが挙げられる。

２　いじめ対策のための組織

いじめの防止、早期発見及びその対処等に関する措置を組織的・実効的に行うため、「いじめ対策委員会」を設置する。

（1）委員会の構成

校長、副校長（教頭）、学部主事、生徒指導課長、教務課長、養護教諭※必要に応じて担任、普通科主任、専攻科主任、寮務主任、寄宿舎主任、寄宿舎指導員などが加わる。

（2）取組

ア　学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し

イ　いじめの未然防止・対応のための計画の企画・実施及び有効性の検証

ウ　早期発見につながるよう、いじめに関する情報の収集・記録、教職員間の共有化の推進

エ　いじめ発生時の緊急会議の開催や、事実関係の聴取や指導・支援体制、保護者や関係機関との連携などの対応方針の決定

オ　いじめの相談や通報の窓口を担当

３　いじめの未然防止と早期発見及び計画

（1）未然防止のための対策

ア　「いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こりうる」ものであるという認識を全教職員が持ち、全ての幼児児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう学校全体で取り組む。

イ　道徳、学校行事、学級活動、部活動、生徒会・自治会活動等を通して、人権意識を高めるとともに、豊かな心を育み、心の通う人間関係づくりを図る。心の通う人間関係を構築できる社会性の育成や、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身に付け、対等で豊かな人間関係を築くための取組を通して、互いの人格を尊重し合う集団としての質を高める。

ウ　いじめの背景にある不安等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。

エ　保護者との連携を密にし、信頼関係を深める。

オ　教職員の研修を充実し、資質向上を図る。

カ　子ども自身が困難を抱えており、学校として特に配慮が必要な幼児児童生徒については、日常的に子どもの特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行う。

（2）早期発見のための対策

ア　いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われ、その隠匿性の高さから、長期化・深刻化することがあることを認識する。

イ　学級担任や教科担当等との連携を密にし、幼児児童生徒の変化や何気ない言動の中から心の訴えを感じ取るなど、気になる状況があれば、些細なことでも軽視することなく連絡報告を確実に行い、幼児児童生徒理解を共有する。

ウ　保護者との連携を密にし、家庭での様子を把握する。

エ　定期的にアンケートを実施する。

（3）未然防止及び早期発見のための計画

いじめの未然防止・早期発見の基本的な考え方に基づき、学校教育活動全体を通じて、いじめの防止等に資する多様な取組を体系的・計画的に行う。いじめ問題を含めた人権教育の研修を行い教職員の資質向上を図る。なお、取組が計画どおり進んでいるかどうかのチェックやいじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた基本方針や計画の見直し等については「いじめ対策委員会」が行う。

４　いじめ発生時の対応

（1）発生時の基本的な考え方

ア　いじめの発見・報告を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに「いじめ対策委員会」を開催し、組織的に対応する。いじめの認知こそが対策のスタートラインであることを教職員全体が理解する。

イ　いじめを受けた幼児児童生徒を守り通すとともに、いじめた幼児児童生徒については、いじめ行為に及んだ原因・背景を正確に把握し、毅然とした態度で指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上等、人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

ウ　全教職員の共通理解の下、保護者等の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し対応する。

エ　いじめと確認された場合には、程度の軽重を問わず速やかに静岡県教育委員会特別支援教育課に報告する。なお、幼児児童生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出がある場合は、その時点で本校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生した可能性があるとして、報告する。

（2）発見から指導までの組織的対応

ア　いじめの発見・報告、発見のきっかけ

・いじめと思われる行為を目撃
・幼児児童生徒、保護者からの訴え
・アンケート等から発見
・同僚等からの情報提供　など

発見した教職員（学級担任、授業担当、部活動顧問、舎担当など）は、学部主事や生徒指導課などに必ず報告する。自分の責任や指導力不足を感じ思い詰めたり、自分で判断して解決をあせったりせず、速やかに報告し、組織的対応につなげる。

イ　いじめ対策委員会の開催（対応方針や役割分担等の決定）

① 情報の整理

いじめを受けた幼児児童生徒、いじめた幼児児童生徒、関係者、いじめの態様、緊急度等の客観的事実の確認

② 対応方針

事実聴取や指導の際の留意点

③ 役割分担

・いじめを受けた幼児児童生徒への事情聴取、支援
・いじめた幼児児童生徒への事情聴取、指導
・クラスメイト等のまわりの幼児児童生徒、全体への指導
・双方の保護者等への対応
・その他

ウ　事実関係の聴取、支援・指導

① 基本的な考え方

・関係幼児児童生徒から事情聴取していじめの事実の有無を確認し、事実が確認された場

合は静岡県教育委員会特別支援教育課に報告するとともに、双方の保護者等に連絡する。
・聴取内容、指導経過については、別紙１「いじめ指導記録簿」に記載する。
・４（１）イを念頭において支援・指導する。

② いじめを受けた幼児児童生徒・保護者への支援

〇基本的姿勢
・事実関係を聴取する。
・いじめられている幼児児童生徒にも責任があるという考えは持ってはならない。徹底して味方になる。
・表面的な変化等から、安易に解決したと判断しない。
・個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意する。

〇支援
・家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。
・いじめている側を絶対に許さないという姿勢を示す。
・事態の状況に応じて、見守りを行うなど、安全に落ち着いて学習できる教育環境を確保する。
・状況により、外部専門家の協力を要請する。
・事情聴取やアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

③ いじめた幼児児童生徒・保護者等への指導・助言

〇基本的姿勢
・事実関係を聴取する。
・いじめは人格を傷つける等、絶対に許されない行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
・当該幼児児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、健全な人格の発達や心理的安定にも配慮する。
・個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意する。

〇指導・助言
・迅速に保護者に連絡し、事実に対する理解や納得を得た上で、学校と連携した対応の協力を求める。
・心理的な孤立感や疎外感を与えないよう配慮しつつ、特別な指導計画による指導など毅然と対応する。
・教育上必要があると認める場合は、学校教育法第１１条の規定に基づき、適切に懲戒を与える。

④ いじめが起きた集団（観衆、傍観者）への働き掛け

いじめを見ていた幼児児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。
・たとえ、「いじめをやめさせる」ことはできなくても、「誰かに知らせる勇気」を持つよう伝える。
・はやしたてるなど同調していた幼児児童生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
・学級全体で話し合うなどして、「いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しよう」という態度を行き渡らせるようにする。

⑤ いじめの解決とは
・いじめた幼児児童生徒による、いじめを受けた幼児児童生徒に対する謝罪のみで終わるものではない。
・いじめられた幼児児童生徒と、いじめた幼児児童生徒をはじめとする他の幼児児童生

徒との関係の修復を経て、いじめが再発する可能性もあることを踏まえ、いじめに係る行為が少なくとも３ヶ月以上なく、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断する。

※全ての幼児児童生徒が、互いに尊重し認め合える集団づくりを進めるため、学級担任を中心に、学校行事等を通じて、幼児児童生徒一人一人の大切さを自覚した学級経営に努め、全教職員はそれを支援する。

⑥ ネット上のいじめへの対応

・不適切な書き込み等があった場合、その事実（名誉棄損、プライバシー侵害等）を確認し、印刷・保存するとともに、関係幼児児童生徒から事情聴取する。

・被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる（違法な情報発信停止や、情報削除要請）。

・当該幼児児童生徒・保護者に対する精神的ケア等について、いじめ対策委員会で対応を協議する。

・必要に応じて、法務局や所管警察署等の外部機関と連携して対応する。なお、幼児児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所管警察署に通報し、適切に援助を求める。

【いじめ対応のフローチャート】

1　情報の入手

＜いじめの疑い・通報・発見＞
抱え込まず、
即報告・共有する。

教職員

＜情報収集と整理＞
いじめ指導記録簿を基に、関係児童生徒や保護者から情報の聞き取り及び整理をする。

2 情報の共有

各部主事　生徒指導課長

基本的な考え(1)いじめの定義と動向に基づき認知する。

管理職

3　対応の検討

＜いじめ防止対策委員会＞

◎校長は、委員会の招集・指揮する。
＜指導体制・方針決定＞
①事実の共有や再確認
②「重大事態」対象事案か判断
※重大事態にあたる場合は、６参照
③いじめ解決に向けた今後の進め方と役割確認
④保護者への連絡調整
⑤調査記録と報告書の作成

連　携　関係機関

説明

保護者

＜関係保護者への説明＞
1.把握した事実の伝達
2.支援･指導内容等の伝達

被害者側:支援の方針、加害者への指導方針

加害者側:事案の重大さ、指導・支援方針、理解と協力の要請

4　組織的な指導・支援

関係幼児児童生徒への支援・指導

継続した指導・経過観察

解消

随時連絡

保護者

支援・指導状況の説明

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。
①いじめに係る行為が少なくとも３か月を目安とし止んでいる状態
②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていない状態
（平成30 年改訂静岡県教育委員会静岡県いじめの防止等のための基本的な方針より）
概ね解消していると思われる事項であっても、再発防止のため、日頃の児童生徒の行動観察や言動への指導を引き続き注意深く行う必要がある。

５　重大事態への対応

（1）重大事態の発生と報告

ア　重大事態とは、次のような場合をいう。

○いじめにより幼児児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

・幼児児童生徒が自殺を企図した場合
・精神性の疾患を発症した場合
・身体に重大な障害を負った場合
・金銭を奪い取られた場合　　など

○欠席の原因がいじめを疑われ、幼児児童生徒が相当の期間（不登校の定義を踏まえ、年間30日間を目安とする）学校を欠席したとき。あるいは、いじめが原因で幼児児童生徒が一定期間（５日間程度）連続して欠席しているとき。

○幼児児童生徒やその保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき。

イ　いじめに関する事案が重大事態であると判断した場合は、静岡県教育委員会特別支援教育課に事案発生及び以下の項目について速やかに報告し、調査に関する指示を仰ぐ。

・いじめを受けた幼児児童生徒の氏名、学部、学年
・欠席期間、その他の当該幼児児童生徒の状況
・幼児児童生徒やその保護者から重大事態である旨の申し出があった場合は、その内容

（2）重大事態への調査

調査主体が学校と判断された場合は以下のように対応する。学校設置者が調査の主体になる場合は、学校は資料の提出等、調査に協力する。

ア　調査は、重大事態に至る要因になったいじめ行為が、①いつ（いつ頃から）、②誰から行われたか、③どのような態様であったか、④いじめを生んだ背景事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、⑤学校、教職員がどのように対応したか、などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。その際には、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。

イ　いじめを受けた生徒からの聴き取り

○聴き取りが可能な場合

・当該幼児児童生徒から十分に聴き取る。
・在籍幼児児童生徒や教職員等に対するアンケート調査や聴き取りを検討する。
・情報提供者の保守を最優先とする。

○聴き取りが不可能な場合（入院、死亡等）

・当該幼児児童生徒の保護者の要望、意見を十分に聴き取る。
・当該保護者と今後の調査について協議する。
・在籍幼児児童生徒や教職員等に対するアンケート調査や聴き取りを検討する。

※アンケート調査で得られた情報については、いじめを受けた幼児児童生徒やその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や教職員等に説明する。

ウ　調査結果のとりまとめ

（3）調査結果等の提供及び報告

ア　いじめを受けた幼児児童生徒及びその保護者への情報提供

いじめを受けた幼児児童生徒やその保護者に対して、事実関係その他の必要な情報を適

切に提供する責任がある（第 28 条第２項)。そのため、調査により明らかになった事実関係（(2)－ア①～⑤）について、いじめを受けた幼児児童生徒やその保護者に対して説明する。

・情報提供にあたっては、「適時・適切な方法」で「経過報告」を付けるとともに、他の幼児児童生徒のプライバシーの保護など、関係者の個人情報に十分配慮した適切な提供を行う。この際、個人情報を盾に説明を怠ることのないよう注意する。

・調査結果及び今後の支援方策について、いじめを受けた幼児児童生徒及び保護者が希望する場合は、いじめを受けた幼児児童生徒及び保護者の所見をまとめた文書を、調査結果の報告に添えることができることを説明する。

イ　調査結果の報告

・調査の結果については、静岡県教育委員会特別支援教育課に報告する。

ウ　情報発信・報道への対応

情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないよう留意する。県教育委員会特別支援教育課の助言を受けながら進める。また、報道への対応は、副校長または教頭を窓口とする。

（４）不登校重大事態の定義と未然防止

① 定義（「いじめ防止対策推進法」第 28 条第１項第２号より）

欠席の原因がいじめと疑われ、児童生徒が相当の期間(年間 30 日を目安とする)、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で児童生徒が一定期間、連続して欠席しているとき。

② 未然防止のための対応（フローチャート）

１．情報の収集と共有

担任

欠席１～３日目

◇日常的に登校している幼児児童生徒が欠席した場合、欠席理由や家庭での様子を本人や保護者から電話連絡等で聞き取り(※)、情報を共有する。

○いじめが疑われる事案の場合	○いじめの疑いがない場合
・５いじめ発生時の対応【いじめ対応のフローチャート】に基づいて対応	・欠席の理由や家庭での様子を、学年主任や部主事、必要に応じて管理職と情報共有

※ 欠席の理由が、病気・入院・家庭都合など、明確な場合は除く

２．家庭訪問等の判断

管理職

欠席３日目

◇欠席が３日間続いた場合、管理職と情報共有し、家庭訪問や校内面談の是非を判断する。

３．家庭訪問等の実施

学部職員

欠席４日目

◇家庭訪問や校内面談を行い、当該幼児児童生徒の状況確認や保護者からの情報収集をする。

○いじめが疑われる事案の場合	○いじめの疑いがない場合
・５いじめ発生時の対応【いじめ対応のフローチャート】に基づいて対応	・その後も欠席が続いた場合は、随時状況確認や情報収集を行い、いじめの疑いの余地がないかを確かめる。

６　いじめ防止のための年間計画

時期	活動内容	対象
４月	いじめ対策委員会①（学校いじめ防止基本方針について） 始業式（学校いじめ防止基本方針についての説明） 学校の HP に掲載	教職員 幼児・児童・生徒
５月	学部懇談会でいじめ防止基本方針についての説明	保護者
６月	学校運営協議会でいじめ防止基本方針についての説明	関係機関
７月	いじめ対策委員会②（学校生活アンケート実施①について）	教職員
８月	人権研修	教職員
９月	学校生活アンケート実施①	幼児・児童・生徒・保護者
10 月	いじめ対策委員会③（学校生活アンケート実施①の結果を受けて）	教職員
11 月		
12 月	学校評価アンケート	教職員、幼児・児童・生徒、保護者
１月		
２月	学校生活アンケート実施②	
３月	いじめ対策委員会④（アンケートの結果実施②を受けて）	教職員

※ひまわりタイムの実施（１回/月）
※保護者面談の実施（３回/年）
※スクールカウンセラーの活用（４回/年）
※精神科医の活用（４回/年）
※各教科で人権教育の実施

別紙１

いじめ事案　指導記録簿

記入者（　　）
記入日　　年　　月　　日

１．基本事項

項目	記録内容
氏名	
発生日	
発覚日	
発覚の経緯	□本人　□保護者　□教職員　□幼児・児童・生徒 □アンケート　□その他（　　）
関係幼児・児童・生徒	
目撃者 情報提供者	
内容	

２．対応記録

日時	対応者	対応内容	結果・本人の様子 ※本人の言葉をできるだけ記録する